

一般社団法人ウォーターフロント協会
会 費 徴 収 規 程

(入会金及び会費の納入)

第1条 定款第7条による入会金及び会費の納入については、本規程の定めるところによる。

(入会金)

第2条 1 当分の間、入会金は徴収しないものとする。

(会費)

第3条 会費は、年額(1口)次のとおりとする。

第1種会員	150,000円
第2種会員	50,000円
第3種会員	300,000円
第4種会員	10,000円

(臨時会費)

第4条 臨時に特別の費用を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(会費の納入)

第5条 会費の納期は年1回とし、毎年7月末日までに納入するものとする。

附 則 1

この規程は、平成5年6月11日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 2

平成21年度中の入会に対しては、第2条の規程に関わらず、入会金は徴収しない。
この規程は、平成21年5月14日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 3

平成22年度中の入会に対しては、第2条の規程に関わらず、入会金は徴収しない。
この規程は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 4

平成23年度中の入会に対しては、第2条の規程に関わらず、入会金は徴収しない。
この規程は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則 5

平成24年度中の入会に対しては、第2条の規程に関わらず、入会金は徴収しない。
この規程は、平成24年6月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。